

# NEWS LETTER

2007年5月号 (No.107)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

## 修繕費、経費に落とせる！？落とせない！？

### ● 修繕を行って節税を考える

会社の業績がよくなって、利益がたくさん出たときには、決算前に店舗や事務所、製造用機械などの修繕を行って、来期に備えたいと思うこともあるでしょう。

修繕を行えば、事業用資産の使用が快適になるだけでなく、支出する経費が増え、その分今期の納税額が減少することになりますので、必要に応じて行いたいものです。

しかし、ここでひとつ注意が必要です。修繕については、税務上、資本的支出か修繕費か問われることとなります。

要するに支出した額を資産として計上して、毎年少しずつの減価償却費しか経費としない場合と、すべて今期の経費として認められる場合とがあります。

前者の場合は支払った額だけお金は減少するにも関わらず、一部しか経費として認められないため、節税の観点からはあまりメリットがないと言えます。区分は下記ようになります。

### ● 全て経費となる修繕費

- ① 20万円未満の修繕費
- ② おおむね3年周期で必要となる修繕費
- ③ 通常の維持管理のためのもの
- ④ こわれた物を原状回復するためのもの

### ● 経費とならない修繕費

- ① 用途変更のための改装費用
- ② 高性能・高品質にするための費用
- ③ 使用期間を延長するための費用
- ④ 価値を増加させる費用

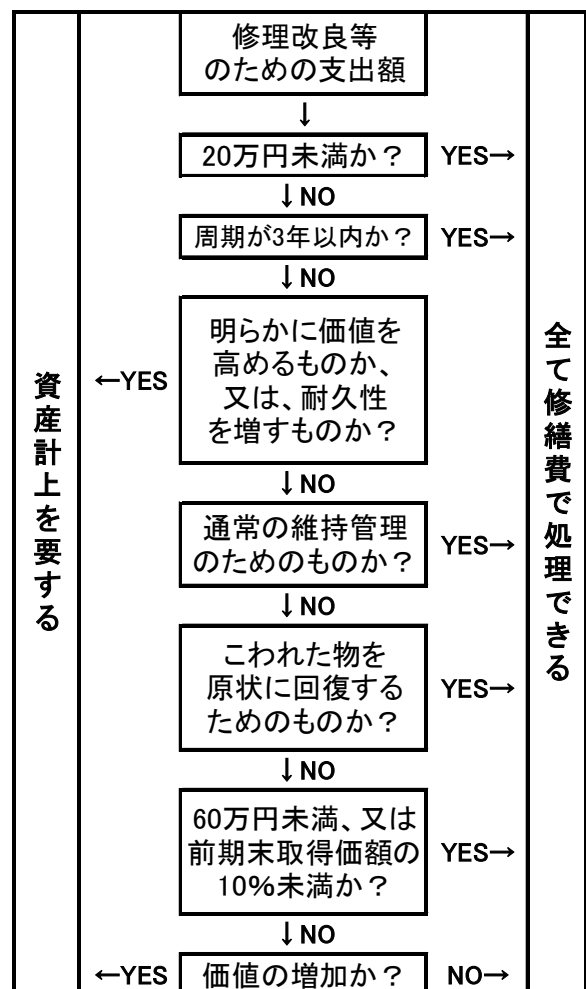
### ● 区分が明らかでない修繕について

一つの資産に対する修繕が、価値の増加等であるのか、修繕費であるのか区分が明らか

でない場合には、下記のような規定があります。こちらに該当するものにつきましては、全て経費として処理することができます。

- ① 支出額が60万円未満の場合
- ② 支出額が前期末帳簿価額のおおむね10%相当額以下である場合

### ● 資産計上 or 修繕費区分判定図



上記のフローチャートを見ていただくと分かるように、修繕が明らかに価値を高めたり、耐久性が増すものではなく、金額が60万円未満である場合には、全て経費で処理することができます節税につながります。

(大野 俊啓)